

令和8年第2回七戸町議会定例会

会議録（第2号）

令和8年6月2日（火） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 佐々木 寿夫君 外5名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

議 長	16番	附 田 俊 仁 君	副議長	15番	岡 村 茂 雄 君
	1番	藤 井 夏 子 君		2番	中 野 正 章 君
	3番	山 本 泰 二 君		4番	向中野 幸 八 君
	5番	二ツ森 英 樹 君		6番	小 坂 義 貞 君
	7番	澤 田 公 勇 君		8番	工 藤 章 君
	9番	疍 清 悦 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	瀬 川 左 一 君		12番	田 嶋 輝 雄 君
	13番	三 上 正 二 君			

○欠席議員（1名）

14番 田 島 政 義 君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	田 嶋 邦 貴 君	副 町 長	仁 和 圭 昭 君
総 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君	支 所 長	三 上 義 也 君
企画調整課長	田 中 健 一 君	財 政 課 長	佐 藤 源 太 君
税 務 課 長	高 田 美由紀 君	町 民 課 長	阿 部 泰 晴 君
保健福祉課長	大沢田 慎 一 君	介護高齢課長	金 見 真 樹 君
こどもみらい課長	澤 山 晶 男 君	会 計 管 理 者	田 村 教 男 君
商工観光課長	向中野 洋 人 君	農 林 課 長	中 村 陽 一 君
建 設 課 長	高 田 博 範 君	上下水道課長	佐々木 和 博 君
教 育 長	森 田 勝 博 君	学 務 課 長	町 屋 淳 一 君
生涯学習課長	鳥谷部 伸 一 君	スポーツ振興課長	相 馬 和 徳 君

国民スポーツ大会推進室長	附 田 良 亮 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	井 上 健 君	代表監査委員	吉 川 正 純 君
監査委員事務局長	西 野 勝 夫 君	選挙管理委員会委員長	附 田 繁 志 君
選挙管理委員会事務局長	鳥谷部 慎一郎 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	西 野 勝 夫 君	事 務 局 次 長	町 屋 さおり 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（１６名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質 問 者 氏 名	質 問 事 項	質 問 要 旨
1	佐々木 寿夫君 (一問一答方式)	1. 鳥獣被害 対策について	(1) 昨年度の熊出没件数と捕らえた件数、被害の実態はどれくらいか。
			(2) 今年度の出没件数、また対策はどうしているか。
		2. 物価高騰 に対する農家 への支援につ いて	(1) 灯油、肥料、飼料の値上がり状況はどうか。
			(2) 町で農家に対する支援ができないか。
		3. 国民健康 保険税の引き 下げについて	(1) 七戸町の国民健康保険税の均等割・平等割はどれくらいか。
			(2) 18歳未満の子どもの均等割保険税を下げる考えはないか。
2	向中野 幸八君 (一問一答方式)	1. 町民体操 について	(1) 国民スポーツ大会を機に、町民の絆を深め、健康増進のための七戸町独自の1分間体操を考案し、取り組む考えは。
			(2) 町として健康増進を目的とした体操、または絆を深めるための検討・アイディア等、考慮していることはあるか。
		2. 身寄りの ない高齢者に ついて	(1) 令和8年3月末現在、身寄りのない高齢者は何名ほど生活しているか。
			(2) 頼れる身内がなく、金銭管理、病院や施設の諸手続き、葬儀、その後の家財処分等、当町の支援体制の状況は。
			(3) 支援体制強化のために問題になっている点はあるか。
		3. 消防指令 センター1局 化について	(1) 指令センター共同運用の取り組みについての方針は。
			(2) 今後の予想体制はどのようになっているか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
3	中野 正章 君 (一問一答方式)	1. 地域の桜の木の維持・管理について	(1) 分館など地域の集会所周辺の環境維持・管理について、町ではどのように行ってきたか。
			(2) この集会所周辺の桜の木の維持・管理は非常に危険な作業を伴うため、町が主体的に行うべきではないか。
			(3) 町道附田十字路線に植えられている桜の木がかなり枯死している。樹木医に診てもらうなど、対策すべきではないか。
		2. 運動会等の地域交流活動への支援について	(1) 現在地域の運動会は何か所で行われているか。
			(2) 運動会のような地域活性化に効果の大きい交流活動には大いに支援し、推進すべきではないか。
4	山本 泰二 君 (一問一答方式)	1. 災害時対応について	(1) 外国人居住者への災害時対応手順の準備状況は。
			(2) 高齢者、障がい者への災害発生時の給水はどのように行っているか。
			(3) 高齢者、障がい者の避難所への移動手段は。
			(4) 罹災証明手続きは延滞なく行うことができるか。
		2. (仮称) 八幡岳風力発電事業について	(1) 風力発電事業の計画はどうなっているか。
			(2) 七戸町への影響について確認しているか。
			(3) 風力発電事業の計画に町としてどう対応するか。
5	藤井 夏子 君 (一問一答方式)	1. 地域公共交通の現状と今後の課題について	(1) 地域公共交通の維持について町の考えは。
			(2) 現行のコミュニティバス利用状況と課題は。
			(3) デマンド交通やオンデマンド交通等の新たなシステムを導入する考えは。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
6	市 清悦 君 (一問一答方式)	1. 観光交流センターテナント募集について	(1) 契約していた事業者倒産の報告を受け、市内及び事業者と、その後の対応についてどのような協議を行ったか。そして、その結果、どうなったか。
			(2) 応募者の参加資格を「町内町外を問わない」に変更した理由、プレゼン方式の2次審査を省いた理由、次点交渉権者の事業者名を非公開にした理由は。
			(3) 今回の選定方法に問題があったと認識しているか。
		2. 民間温泉の高齢者入浴料助成事業について	(1) 令和7年度後半に実施した天間林地区の利用者による民間温泉の高齢者入浴料助成事業の費用総額と利用実績は。また、利用者と民間温泉事業者からの評価は。
			(2) 令和8年度に同事業を廃止したことで、総合福祉センターゆうずらんどに利用者が集中することになる。年間の利用者数と曜日や時間帯毎の利用人数の予測値は。また、利用しやすさを低下させないための対策は。
			(3) 65歳以上の町民が民間温泉を100円で利用できるようにする考えはあるか。仮にそうした場合、総合福祉センターゆうずらんどの年間の利用者数はどの程度になると思われるか。

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１５名で、定足数に達しております。

したがって、令和８年第２回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、６月１日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第１ 一般質問

○議長（附田俊仁君） 日程第１、一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第１号、１０番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

１０番議員。

○１０番（佐々木寿夫君） おはようございます。

私は、今回の議会で、最初に鳥獣被害対策、特に熊の出没が放送されるわけで、町民の間から「町の有線放送で熊が出たと放送されるんだが、町は、どんな対策を立てているのか。」とか、普段町を歩いている町民にも、「いや、朝早く歩くのは怖い。」とかというような声が聞こえてきます。そこで、私は、鳥獣被害対策の熊の問題について伺いたいと思います。

二つ目は、町の集落を支えると同時に、町の基幹産業ともなっている農業の振興について質問いたします。

今、農業は大変大きな問題を抱えています。これは、天変地異の自然現象が農業に襲いかかっているのが原因ではなく、中東での石油の問題が大きな原因です。肥料が上がる、飼料が上がる、軽油が上がる。農家は、大変経済的に負担を抱えています。同時に、様々な物資が入ってこない。農家は、物資が入ってこないために、大変困っています。この農業に対して、町で、どのような支援をするのかを、二つ目に質問します。

三つ目は、国民健康保険税の問題です。

国保税が高いという声が聞かれます。その上、今年４月から子ども・子育て支援金で引き上げとなりました。年金収入しかない高齢者にとって、大変厳しいという時代です。高齢者の方からは「お金に羽が生えているように、片っ端から飛んでいく。」という声も聞こえています。

協会けんぽなど保険料は、収入に保険料率を掛けて計算しますが、国保税は、所得割、資産割のほかに、家族の人数に応じてかかる均等割、世帯に定額でかかる平等割を計算します。国保を重くしている最大の原因は、この国保特有の均等割、平等割です。

均等割は、子どもから大人まで、平等にかかります。子どもから大人までの人数に応じて課税するのは、最も過酷な税金の制度です。今回は、この均等割の子どもへの対策について質問したいと思っています。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

それでは、質問者席から質問いたします。

鳥獣被害対策についてですが、熊の出没件数が大変問題になっています。

そこで、最初に伺います。

昨年度の熊出沒件数と捕らえた件数、被害の実態はどれくらいか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） 皆さん、おはようございます。

それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。

昨年度の熊の出没件数は８５件、捕獲頭数は１１頭であります。また、熊による被害の実態については、養蜂箱の被害が１件で被害額は１５万円となります。

そのほかには、子実用トウモロコシの畑での食害が確認されておりますが、被害額が発生する規模までには至っておりません。

○議長（附田俊仁君） １０番議員。

○１０番（佐々木寿夫君） 熊は８５件、１１頭捕獲ということですが、今年度は去年よりも早く熊が出没していると思いますが、今年度の出没件数、また、対策はどうしているか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

今年度の熊の出没件数は、５月末日現在で６件となっておりますが、実は昨日、また１件出沒が確認されているという状況でございます。

また、新たな対策として、役場内の体制の見直しを行いました。七戸町鳥獣被害対策協議会を、農林課主体の体制から、町全体で対応するための関係課での情報を共有する体制に改編いたしました。また、緊急銃猟対応マニュアルを今月中に策定し、農作物被害のみならず、人的被害を防止する対策の強化を図ることとしております。さらに、目撃の通報により捜索をする場合に、赤外線ドローンの活用も開始しており、１件の出動実績がございます。

また、県内の例を見ましても、これまでには考えられない行動を取る熊が出てきておりますので、出沒時の注意喚起の強化を図るとともに、町民においては、身を守る行動を取るようお願いしたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） １０番議員。

○１０番（佐々木寿夫君） 今年度は、既に７件になっていますね。出ているということで、体制を変え、ドローンを使って、熊の発見対策をやるということで、今年もしっかりと頑張って、町民の犠牲が出ないように、また、不安を解消するようにやっていただきました。

いと思います。

次に、移ります。

農家の物価高騰に対する支援についてです。

灯油、肥料、飼料の値上がり状況というのは、どうなっているか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

灯油につきましては、店頭での販売価格の推移を見ますと、令和8年5月では、昨年比13.4%の増、一昨年比で、23.1%の増となっております。

肥料につきましては、比較的、取扱量が多い米栽培に用いる肥料である「てまいらず」や「苗箱まかせ」は、令和8年5月では、昨年比7.7%の増、一昨年の比較では16.6%の増となっております。

飼料につきましては、取扱量の多い牛用の飼料は、令和8年5月では、昨年比5.3%増、一昨年比で5.4%の増となっております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 灯油、肥料、飼料とも昨年より上がっているし、一昨年よりは、非常に高くなっているわけです。だから、農家は大変だと思いますが、町で農家に対する支援ができないか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

町では、農家への支援として、高収益野菜を栽培している農家を中心に、ゆうき青森農協や十和田おいらせ農協を通じて、優良種子の生産・導入に係る費用や種子・土壌の病害防除費用、土壌分析費用等の一部を助成しております。

また、作業の省力化を促すための、スマート農業機械や農業用ドローンの購入、その操作講習受講費用への助成を行っています。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 農家もスマート農業など、これからどんどん行われていくので、それに対して支援するというのは町の体制としていいと思います。町では、農家へ今の物価高騰に対して、さらに支援できるようにしていただきたいと思っています。

次、国民健康保険税の引き下げについて質問します。

七戸町の国民健康保険税の均等割、平等割はどれくらいか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

令和8年度国民健康保険税の均等割額は、一人当たり5万3,030円、平等割額は、一世帯当たり3万6,500円となっております。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 均等割は5万円と、そして、平等割は3万6,000円。5

万円という均等割は、生まれた子どもからかかっていくので、子育て世帯では大変なお金になるわけです。

そこで、次の質問に移りますが、１８歳未満の子どもの均等割保険税を下げる考えはなにか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

令和８年４月末時点における被保険者数は２，７４５人、世帯数は１，９５４世帯となっています。１８歳未満の子どもは１５１人おり、そのうち６歳までの子ども３７人については、均等割額を５０％軽減しています。

国民健康保険が負担する医療費の財源は、国保税によって賄われていますが、少子高齢化や人口減少の影響を受け、被保険者数が減少する中で、安定した財源を確保することは極めて難しい状況にあるわけです。

このような中で、１８歳までの子どもの均等割を町独自に減免した場合、財源確保のために、均等割額や税率を引き上げざるを得なくなります。結果として、国保税を子育て世帯以外の被保険者に求めることとなるため、公平性の観点からも、町独自の減免は、現在では考えておりません。

しかしながら、厚生労働省では子どもの均等割軽減を現行の「６歳まで」から「１８歳まで」に拡大する議論が進められています。町としても、その動向を注視して、必要な対策を講じてまいりたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） １０番議員。

○１０番（佐々木寿夫君） 国のほうで、６歳から１８歳未満の子どもの均等割の軽減というのを考えているということですので、国でそういうものができるように町でも働きかけていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、１０番佐々木寿夫君の質問を終わります。

通告第２号、４番向中野幸八君は、一問一答方式による一般質問です。

向中野幸八君の発言を許します。

４番議員。

○４番（向中野幸八君） 皆さん、おはようございます。

早速ではございますが、今回は３点ほどお伺いいたします。

一つ目として、町民体操についてです。

あるテレビ局が、「一緒にニッポンの朝を。つながう、みんなのスマイルを。」をテーマに、朝の１分間体操を広めていました。各自治体、会社の事業所、学校、また各家庭での子どもたちが参加し、それをさらに広めるため、動画等を募集し、随時放映しておりました。運動するには、道具は一切使わずにする体操でした。

今回、なぜ取り上げたかと言いますと、１０月に国民スポーツ大会が当町の総合アリー

ナ施設を会場として開催されます。そこで、この国民スポーツ大会を機に、七戸全町民が、世代に関係なく、健康に関心を持ち、意識を高め、簡単にできる体操に取り組み、少しでも元気になり、健康増進につながっていくような町民体操をつくってはどうかという思いで質問いたします。

二つ目として、身寄りのない高齢者支援についてです。

全国でも増え続け、身寄りのない高齢者への支援を厚生労働省が新しい制度の下、入院、葬儀手続、また金銭管理等を公的な支援制度の強化のため、国会で関連法を改正するようです。個人情報等の配慮も必要でありますので、現在の当町の支援体制の現状についてお伺いいたします。

三つ目として、新しく始めました消防指令センター1局化についてです。

県は、2026年度、全県を1局化でカバーする消防指令センターの共同運用に向けた検討に着手するという事です。大規模な災害への迅速な対応をするため、1局化によりスケールメリットを生かし、現場で配置する職員を増やすなどをする効果や人口減少、高齢化による自治体の負担増、これを見据えるとしております。そして、集約することにより効率的な災害要請の対応が期待できるということですが、共同運用の取組方針と今後の予想体制はどのようになっていくのかお伺いいたします。

以上で、壇上からは終わり、後は質問者席から行います。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 一つ目の町民体操について。

10月の国スポを機に、七戸町民が活気あふれ、元気につながる1分間体操を世代に関係なく、誰でもが参加でき、町の行事、催し事の際に、常にその体操に取り組み、継続していく形をつくってはどうかと思いますが、そこで伺います。

一つ目として、町民スポーツ大会を機に、町民の絆を深め、健康増進のため、七戸独自の1分間体操を考案し、取り組む考えは。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） 向中野議員の御質問にお答えいたします。

町では、様々な健康増進活動を展開しておりますが、関心を持っていただく方の広がりが限定であることから、今後は、これまで関心を持っていられなかった層の掘り起こしに重点を置きながら、町民の健康寿命を伸ばすことを事業展開してまいりたいと考えております。

そうした中で現在、青森県において、来たる国民スポーツ大会を県民一丸となって盛り上げていくということになっております。その中で、「青の煌めきダンス」を県内のこども園や小学校等対象に、出前ダンス教室を実施していることなども参考にしながら、活用できるかどうか、関係機関と協議、調整し、町民の絆を深めるとともに、健康増進の一助となるように進めてまいりたいと考えております。その上で、町民の健康意識と高揚を高めて、町独自の体操を考えていきたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） 4 番議員。

○4 番（向中野幸八君） あるテレビ局で、土日を除いて体操が続けていたおかげで、全国に浸透しているようです。県内のある自治体においても、独自の体操に取り組み、保育園児から大人まで集まる機会があるたびに体操し、健康意識を高めているところもあります。

当町においても、全町民が健康に興味を持ち、誰もが参加でき、簡単に動きのできる健康体操をし、健康増進活動に関心を深めることができればと思っております。

そこで、二つ目。町として健康増進を目的とした体操、または絆を深めるための検討、アイデア等、考慮していることはありますか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） 答えいたします。

先ほど御紹介しました「青の煌めきダンス」をはじめ、サッカーの J2 ヴァンラーレ八戸がヴァンラーレ体操を考案中のことで、完成の際には、七戸をはじめとするホームタウンのゆるキャラを集結して、ヴァンラーレ体操の動画を撮影し、地域の健康体操として広めたいとしていることから、町の各種イベント、祭り等で活用できないか関係団体と協議してまいります。

いずれにしても、子どもから高齢者まで参加できるアイデアを、行政のみならず各種団体から広く公募しながら取り組みを進めていきたいと思っております。子どもから高齢者まで健康であることは、町の活性化にもつながると思います。そのためには、やはり子どもの頃から体を動かす習慣をつけることが、大人になってもつながると思っていますので、この健康体操を含めてそういう取組をしてみたいと思っております。

○議長（附田俊仁君） 4 番議員。

○4 番（向中野幸八君） 当町においても、それぞれの部署があり、それぞれの役割があると思いますが、やるとなれば、すばらしい課長方がいっぱいおりますので、よい方向に向かうと思っております。スポーツ少年団、スポーツ協会、その他の組織団体もあるので、協議しながら明るいまちづくり、全町民が参加でき、活気あふれる、元気の出るような体操をつくり上げてもらいたいと思っております。

続きまして、二つ目、身寄りのない高齢者について伺います。

町民の高齢化に伴い、高齢者だけの世帯や独り暮らしが増加傾向にあると思いますが、そこで伺います。

一つ目、令和 8 年 3 月末現在、身寄りのない高齢者は何名ほど生活しているのか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） 答えいたします。

高齢者の相談業務については、地域包括支援センターが対応しており、その中で身寄りのない高齢者を、現在 5 名ほど把握しております。

一方、町全体の正確な件数の把握には、詳細な親族の関係調査等が必要になるため、現

時点では全容の把握には至っておりません。今後、これが課題となっております。

○議長（附田俊仁君） 4 番議員。

○4 番（向中野幸八君） 次に伺います。

二つ目、頼れる身内がなく、金銭管理、病院や施設の手続、そして葬儀、その後の財産処分等、当町の支援体制の状況は。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

地域包括支援センターでは、総合相談窓口において、一元的に相談を受け付け、金銭管理や施設入所等の諸手続など、生活支援を要する高齢者に対しては、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業へとつなげております。

また、身寄りがないなど支援者がおらず、判断能力が不十分な高齢者等に対しては、町長申立てによる成年後見制度利用につなげるなど、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう支援を展開しているところでございます。

このような方が、万一の際、家族、親族の特定が困難な場合においては、保健福祉課が窓口となり、火葬、埋葬まで行うこととしております。その後、家財処分等については、個人の相続者と管理人の判断によるものであることから、現在のところ、町としてはその支援はございません。

なお、国において、頼れる身寄りのない高齢者らへの支援強化を盛り込んだ社会福祉法などの一括改正案が、令和 8 年 4 月 3 日に閣議決定されました。その内容は、これまでの課題を踏まえた中で、日常生活だけではなく、入院時や死後の葬祭なども支える事業を創設するとしており、令和 9 年 4 月 1 日施行予定で、実施主体は社会福祉協議会が想定されております。

○議長（附田俊仁君） 4 番議員。

○4 番（向中野幸八君） 見寄りのない高齢者は増加傾向にあり、支援体制も非常に難しい状況の中、課題を抱えながらの支援業務になっているようですが、地域福祉計画に基づき、今後も対応に努めてもらいたいと思っております。

また、民生委員、社会福祉協議会、町内外の介護福祉施設等を含め、たくさんの方々が様々な支援に関わっていると思いますが、そこで伺います。

個人情報やプライバシーの保護など、配慮しなければならないことが多々あると思いますが、三つ目、支援体制の強化のために問題になっている点はありますか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

町では、70 歳到達者の独り暮らし者について、高齢者一人暮らし台帳を整備し、日々の見守り活動や災害時の安否確認等で活用しております。

この取組は、東日本大震災発生時に、行政、社会福祉協議会、民生委員等が安否確認を行った際、対象者の重複確認があった一方、全く確認されていないケースもあったことが

ら、「民生委員発 災害時一人も見逃さない運動」の一環として始めたものであります。関係団体で協定を結び、情報を共有しているところでございます。

しかしながら、民生委員が対象者宅を訪問し、情報提供を求める際、最近多発している様々な詐欺を警戒し、訪問拒否や台帳への搭載拒否をされる方も一部見られ、いざという時の見守りが十分にできない可能性もあることが心配されております。

○議長（附田俊仁君） 4 番議員。

○4 番（向中野幸八君） 大変ご苦労さまだと思います。2026 年4月の地震においては、安否確認など、社会福祉協議会、民生委員等により活動の取組体制が発揮できたようです。

また、当町においては、幸いなことに、町内の民生委員等の活動に当たる人員配置が整っている状況下にあるようです。独り暮らしの増加や親族とのつながりが薄れている状況の中での大変な業務でもあり、また、地域の実情に応じた支援体制が必要とされているので、引き続き、しっかりとした体制の下、構築を図り、高齢者対策に努めてもらいたいと思っております。

次に、消防指令センター1 局化について伺います。

県は、2026 年、全県を1 局でカバーする消防指令センターの共用運用に向けた検討に入っているようです。大規模な災害時には迅速な対応が求められているため、1 局化を目指すということですが、そこで伺います。

一つ目、指令センター共同運用の取組についての方針は。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

県では、高齢化に伴う救急需要の増加、大規模・広域災害の頻発や激甚化、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等への備え、それから、人的・財政的資源の有効活用による持続可能な消防体制の整備・確立のために、全県を1 局でカバーする消防指令センターの共同運用に向けた検討を行うことを目的とし、青森県、各市町村、各消防本部を構成員とする「あおり消防指令センター共同運用検討会」を本年4 月から組織しております。

なお、共同運用により想定されるメリットとしては、効率的な出動の調整、災害対応力の強化、施設整備・維持管理経費の節減などが挙げられますが、この検討会において、令和8 年度は、市町村、消防本部が共同運用することによるメリット、デメリットを的確に把握するため、基礎資料作成業務に取り組むこととしております。

○議長（附田俊仁君） 4 番議員。

○4 番（向中野幸八君） この共同運用により、人口減少・高齢化による自治体の負担、職員の縮減等が非常に期待できると言われております。青森県内は11 の司令本部、そして六つの消防指令センターがあり、検討会議もさらに進めるとしているようです。

そこで伺います。二つ目、今後の予想体制はどのようになっているのか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

あおもり消防指令センター共同運用検討会において、今年度は、機器構成及び必要施設、通信指令体制、運用人員、警防体制、運用体制等についての検討をしていくこととしています。

その中の「運用人員」については、指令センターの勤務体制や必要人員等の検討、「警防体制」につきましては、各消防本部の出勤体制の研究や消防本部ごとの出勤体制、隣接消防本部との応援体制等についての検討がなされます。

現時点において、各消防本部の体制については予測できませんが、今後、あおもり消防指令センター共同運用検討会での検討案がまとまり次第、示されることとなっております。

○議長（附田俊仁君） 4 番議員。

○4 番（向中野幸八君） 専任職員は、おおむね半減する見込みとされていますが、集約することにより効率的な災害要請・対策などの向上が期待できるということなので、安心しておりますが、具体的に 1 局化設置の検討を今以上に重ね、充実した体制での業務遂行に努めてもらいたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、4 番向中野幸八君の質問を終わります。

通告第 3 号、2 番中野正章君は、一問一答方式による一般質問です。

中野正章君の発言を許します。

2 番議員。

○2 番（中野正章君） おはようございます。

今回は、主に地域活動に関することについて質問いたします。

このヒントになったのは、3 月末、地元の常会の総会に町長が自ら足を運んで座談会をやり、割と出席者もあり、結構質問が出ました。非常によかったなと思うのは、それによって、地域の皆さんが行政を身近に感じたのではないかなという気がしております。ぜひ、各地域でも町長を呼んで、話を聞く、質問するということをしていただけたらと思います。

一つ目は、地域の桜の木についてです。

桜は、日本の国の花であり、最も日本人に馴染み深い樹木であります。町内を見ても、柏葉公園や中央公園はもとより、地域の所々に植えられております。そして、古い木の多くは、ソメイヨシノと見受けられます。この地域の桜の木の維持、管理について伺います。

また、地域活動の低下が叫ばれて久しい中、今なお地域の運動会を継続しているところもあります。そのような活動への支援の必要性について伺います。

以下は、質問者席から行います。

○議長（附田俊仁君） 2 番議員。

○2番（中野正章君） 初めに、地域活動の拠点である集会所周りの桜の木の維持、管理について質問いたします。

御存じのように、ソメイヨシノは樹齢が上がると大木になり、病気の枝も出やすい。これでは、せっかくの満開も趣が半減します。きれいに花をつけるためには、大胆な枝の剪定と、そのための専門知識が必要です。また、高所での危険な作業も伴います。

これまで、この桜の木は各地域で維持管理してきましたが、樹齢が上がるに従い、素人の手に負えなくなってきました。業者に頼んだ例もあるようですが、いかんせん、経費が大きすぎます。

これを踏まえて質問いたします。

質問1、分館など、地域の集会所周辺の環境維持、管理について、町ではどのように行ってきたか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） 中野議員の御質問にお答えいたします。

町では、例年、各地域の集会施設管理者への集会施設管理業務を委託しております。管理業務の内容は、施設利用の予約受付、鍵の貸し出し、施設の戸締まり、見回り、施設の清掃、周辺の環境整備、除草や除雪、消耗品の購入や設置など、その業務につきまして管理料として管理者にお支払いしながら業務をお願いしているところでございます。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 質問2、この集会所周辺の桜の木の維持、管理は、非常に危険な作業を伴うため、町が主体的に行うべきではないか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

集会施設周辺の桜の管理については、これまで、集会施設管理業務の一環として、施設周辺の環境整備によりお願いしておりました。そのため、今後についても、引き続きできる範囲で、地域による管理をお願いしたいと考えております。

しかしながら、倒木や枝の落下の恐れがある場合、また、周囲に支障を来す場合は、町で早急に対応いたします。

町としまでも、今後地域からの協力をいただきながら、集会施設及び周辺の維持、管理を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 何と言っても、町と地域とは、協力、協働の体制が基本だと思います。先人たちが残してくれた地域の財産であり、町の財産です。よい形で維持していくべきと考えます。

次に、道路脇に街路樹として植えられている桜の木について伺います。

附田から十字路に向かう町道附田十字路線に、恐らく合併前に植えられたようです。1

00本以上あるはずですが、植えられた当初から生育は芳しくなく、何割、何十本という単位で、今はもう枯れてなくなっています。これについて、どのようにお考えなのか質問いたします。

町道附田十字路線に植えられている桜の木がかなり枯死している。樹木医に診てもらうなど、対策すべきではないか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

御指摘の町道の桜の木につきましては、現在95本桜を植栽しており、一部で生育不良が見受けられる状況を確認しております。要因といたしましては、樹木柵に植えられた桜は、限られた土壌の空間の中で生育するため、根の伸長が制限されやすいことに加え、舗装面からの高温下や乾燥等、樹木にとって厳しい生育環境となっていることが考えられます。

道路沿線の樹木は、景観形成や地域環境の向上に重要な役割を果たす一方、枯れ枝の落下や倒木など、安全面の配慮も必要であることから、危険性の高い樹木や病害虫等の影響を受けている樹木につきましては、必要に応じて剪定や伐採等の対応を進めてまいりたいと思っております。

また、将来的に専門的知見も参考としながら、十分、生育環境確保できる場所への移植も進め、樹木の健全な育成と良好な道路景観の維持に努めてまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） なかなか場所的に、生育にとっては非常に難しい場所だなという気がしております。でも、今20年以上たって、何かこう葉っぱが元気になってきた木もあるなという感じがしており、これが全くなくなってしまうのも残念だなという。よい形で維持できればなと思います。

次に、地域の運動会についてです。

かつては、多くの地域で行われていた運動会は、幅広い世代が一同に集まれる地域の一大イベントです。子どもから高齢者まで、それぞれの年代にあった種目に参加し、チームのために楽しく競い合う場は、一番の年代を超えた地域のコミュニケーションの場です。

しかしながら、かなり以前から、担い手不足などで開催がとても難しくなっている地域が大半のようです。それでも、地元の活性化のために何とか存続しようと頑張っている地域もあります。また、運動会以外でも地域の祭りなど地元の活性化のために頑張っているところもあります。町としてもこのような活動には大いに支援し、推進すべきと考えます。

質問1、現在、地域の運動会は何か所で行われているか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

七戸町で、自治会活動や公民館分館活動として運動会を実施しているのは、昨年度は四

ヶ村地区、森ノ上分館、西野分館の三つの地域で行われております。

運動会以外の地域交流活動は、世代間の交流を図ることを目的として、春の環境美化活動、各種スポーツ大会や交流会、観桜会や夏祭りなど、地域の実情に応じた様々な活動が行われています。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 質問2、運動会のような地域活性化に効果の大きい交流活動には、大いに支援し、推進すべきではないか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

地域内での交流活動は、先ほどの答弁にもございましたけれども、各地域の実情に応じて、それぞれ工夫を凝らし、活動されていると認識しております。

しかしながら、地域間での交流事業につきましては、昨今、少子高齢化や生活様式の多様化により、なかなか一堂に会して実施するのが困難なのも実情でございます。

町といたしましても、より気軽に少数人数の単位でも参加しやすいように、「町民スポーツレクリエーション祭」を開催し、スポーツを通じた町民の交流機会を創出しております。

また、本年度から、自発的な地域づくり活動に対し補助金を交付する「七戸町地域づくりチャレンジ事業」を創設しておりますので、このような制度を活用しながら、地域内や地域間の交流活動を支援、推進してまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 「地域づくりチャレンジ事業」というのが、ちょうど今できたということで、ある意味驚いていますが、今までになかったような地域おこしの事業かなと思いますが、私も知らなかったというか、コマーシャルがちょっと足りないのではないかなという気がしています。

それと、少し要綱を聞いてみますと、あまり地域に限定したのはよろしくない。そういうのが、現状の運動会等に適用されるかということ、そのままでは適用されないなと思います。

ただ、既存の組織やイベントの継続が難しい中で、何か新しいものや新しい組織、そういうものを期待するのはとても難しい、ますますハードルが高いのではないかな。現状のものを、既存のものを大事にしていくのも必要なことではないかなという気がしております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、2番中野正章君の質問を終わります。

区切りがいいので、ここで10分ほどトイレ休憩に入ります。

開始は、10時58分から。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

通告第4号、3番山本泰二君は、一問一答方式による一般質問です。

山本泰二君の発言を許します。

3番議員。

○3番（山本泰二君） 皆さん、ごきげんよう。

厳しい冬が過ぎ、新緑の季節を感じる間もなく、今年も暑い夏が予想されています。もはや災害級となりつつある夏の暑さの兆候は、既に全国的に見られております。気象に関しては、これまでの常識では想定できなかったものもあり、豪雪、猛暑に加えて、地震、台風、洪水などへの懸念が強まっています。さらに、近年頻発している山火事に、有害獣による被害など、様々な形で自然災害の報道を耳にしない日はありません。

災害が起こらないように、事前の対策をするということについては限界があり、想定を超えた自然現象に対しては、災害発生時の準備をしておかなければなりません。

災害への準備として大切なことは、第一に避難です。まずは命を守ること。最優先にしなければなりません。そして避難の後に、どのように生活していくか、そして、災害からの復旧、再建を速やかに進めなければなりません。

今回の一般質問では、災害発生時の避難、給水、再建等への対応について質問します。

さて、有害獣の出没については、昨年に引き続き、今年も春以降、増加傾向にあります。八戸市や青森市では、緊急銃猟による熊の駆除が行われ、七戸町内でも連日、熊の出没状況が寄せられております。

熊が人里に降りてくることの要因の一つに、山林の環境変化が関係しているとも言われています。自然環境の変化により森林の育成状況が影響を受け、それにより野生動物が住みにくくなり、人里に出没するようになったとも言われております。

山の環境変化の一つに、人が山に手を入れるということもあります。道路を通し、車が入り込むようになると、やはり野生動物にとっては住みにくくなります。また、様々な構造物を山に建てることも、自然環境に大きな影響を与えます。

既に、七戸町の八幡岳には、風力発電の風車が設置されています。これについては、発電事業を行う代わりに、かつての放牧地への植林を行うということで進められたと聞いております。そして、さらに八幡岳地域に、風力発電の風車を建設という事業の話が持ち上がっております。

今回は、この事業について、町の方針を伺います。

以上、壇上からの発言とし、以降、質問者席から発言いたします。

それでは、質問を続けます。

近年、自然災害、山林火災が頻発し、昨年末には県内で地震被害もありました。4月には、北海道・三陸沖後発地震注意報も発令され、災害への対応が重要になってきています。

災害発生時には、いわゆる「災害弱者」と呼ばれる人たちへの支援が必要です。また、外国人居住者への対応も必要です。また、災害による被害が発生した場合、迅速な復旧体制の構築が必要です。

避難所への移動や給水方法について、高齢者や障がい者への対応の現状及び外国人居住者への対応状況、災害後の復旧に向けた取組について質問していきます。

まず、外国人居住者への災害時対応手順の準備状況はどうなっているか。

七戸町でも近年、多くの外国人居住者を見かけるようになりました。町では、これまで外国人居住者に対して様々な支援を行ってきています。しかし、外国人居住者には、生活習慣や言葉の違い、コミュニティの違いの問題などがあります。このことは、日常生活においてよりも、災害発生時により深刻な問題となります。外国人居住者への災害発生時の対応手順の準備状況はどうなっているか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

現在、町では外国人居住者のみを対象とした災害発生時の対応に係る町独自の対策は行っておりません。

一方で、国では日本に滞在する外国人の方が必要な情報を入手できるよう、多言語での情報提供方法の拡大や緊急地震速報、あるいは、気象警報、国民保護情報など災害情報を通知するアプリ「S a f e t y t i p s（セーフティチップス）」の運用など、災害時に必要な情報を収集できる仕組みを導入しております。

これらの情報を外国人居住者に対して、町ウェブサイトやSNS等を活用して周知するとともに、現在、日本語を含む6言語に対応している町ウェブサイトを必要に応じて、より多くの言語に対応するよう努めてまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 次の質問に移ります。

高齢者、障がい者への災害発生時の給水について伺います。

七戸町では近年、再三にわたり断水の状況に陥りました。その都度、給水車が出動し、断水地域への給水を実施しました。迅速な対応が行われた一方、給水所へ足を運ぶことが困難な高齢者がいたという話も聞こえてきます。高齢者、障がい者への災害発生時の給水はどのように行っているか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

災害発生時におきましては、民生委員や介護事業者などと連携を図り、高齢者や障がい者の方々の安否確認を行うとともに、断水状況等の把握に努めてまいります。関係課におきまして、高齢者一人暮らし台帳等を活用し、被災状況の確認を行うこととしております。

その上で、給水所への移動が困難な高齢者や障がい者の方々に対しましては、町職員に

よる水の配達対応等を実施しております。また、断水が長期化する場合におきましても、定期的な見守りと状況把握を継続し、事態に即した給水支援に万全を期してまいります。

○議長（附田俊仁君） 3 番議員。

○3 番（山本泰二君） 次の質問に移ります。

高齢者、障がい者の避難所への移動について。

日本国内では、災害の激甚化の傾向が強まっています。七戸町でも、災害に備えた避難所の整備が進められています。これまでも震災や豪雨に対応して、避難所が開設されてきました。健常者にとっては避難所への避難は難しくはありませんが、高齢者や障がいのある人にとっては、必ずしもたやすくはありません。そういった人々の避難所への移動は、どうなっているか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

高齢者や障がいのある方など、一般の避難所での生活に支障をきたす要配慮者の方々に対しましては、「七戸町災害時福祉避難所開設運営マニュアル」に基づき、日間林保健センターをはじめ、町が協定を締結している社会福祉施設等に福祉避難所を開設することとしております。

福祉避難所への移動に際し、御家族や近隣住民による支援が受けられない場合におきましては、福祉事業者との調整の下に、移送サービスを活用した移動支援を行うほか、町職員等で構成する要配慮者支援班により、確実に移送を行えるよう支援体制を整えてまいります。

○議長（附田俊仁君） 3 番議員。

○3 番（山本泰二君） 次の質問に移ります。

災害時には、まず命の確保が最優先です。その上で、その後、発生した災害により、建物や農地などに被害が発生すること考えられます。その場合には、生活の立て直しをしなければなりません。迅速な罹災証明等の手続が必要となります。現在の町の体制で、罹災証明手続は、遅滞なく行うことができるのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

町では、自然災害による住家等に被害を受けた方が、公的支援や保険金等の受け取りなど各種支援制度を利用するために、住家に被害を生じた場合は、災害対策基本法に基づき罹災証明書、住家を除く不動産や住家に付随する建物、家財等に被害を生じた場合は、町の規定により被災証明書を発行しておりますが、証明書発行の申請があった際には、町職員が現地調査の上、速やかに証明書を発行しております。令和7年12月に発生しました青森県東方沖地震では、罹災証明書が6件、被災証明書2件を発行しております。現地調査から証明書の発行までの遅延はありませんでした。

なお、現在、青森県では令和9年度中を目標に、被災者支援システム・避難所マネジメ

ントシステムの導入を検討しております。このシステムの運用が開始された場合、避難状況等の把握に加え、住家被害認定調査から、罹災証明書交付までの業務、被災者の支援・管理に関する業務を一元的に把握できるようになることから、これまで以上に災害時に迅速な対応が可能になるものと期待しております。

○議長（附田俊仁君） 3 番議員。

○3 番（山本泰二君） これまでの実績からすると、遅延はなかったというふうに、今、受け取りましたが、件数 6 件と 2 件ということで、件数が少ないというか、この件数であれば、そういう対応ができたのかもしれませんが、今後、その新しいシステムでさらに迅速にということであれば。聞くところによると、ほかの町村、地域で、罹災証明書を発行するのに数か月かかりましたという事例も聞いております。それは、職員の手が様々なことで回らないということで、そういうことがあったという話も聞いておりますので、そういうことが極力ないように運用していただければと思います。

それから、外国人居住者に関しては、今、スマホが非常に便利なわけですから、アプリを活用して、それで外国人居住者、高齢者、障がい者についても、そういう対応ができればいいかなと思います。その対応のほうをよろしくお願いいたします。

引き続き、次の質問に移らせていただきます。

仮称）八幡岳風力発電事業について伺っていきます。

この事業の計画が浮上し、住民への説明会が行われました。八幡岳地域では、これまでも、みちのく風力発電事業、惣辺奥瀬風力発電事業などの事業が計画され、みちのく風力発電事業は、地域の住民の反対などもあり、計画は廃止となりました。惣辺奥瀬風力発電についても、地域住民から環境への影響を懸念する声が大きく、計画が見直されています。

仮称）八幡岳風力発電事業についても、説明会では、多くの環境への影響に対する懸念の声が上がりました。当町の風力発電事業についての対応について質問していきます。

まず、計画はどうなっているかと。八幡岳には、既に 7 基の風力発電の風車が設置されています。さらに、新たな風力発電事業が計画されていますが、現時点で、この計画の内容はどうなっているか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

仮称）八幡岳風力発電事業につきましては、八幡岳の南側、七戸町と十和田市にまたがる深持山周辺エリアで計画されています。具体的には、七戸町側に 2 基、十和田市側に 2 基の合計 4 基の風車を設置する予定で、総出力は 1 万 2,000 キロワットとなる陸上風力発電事業です。

事業者からは、令和 4 年 11 月に町に対し、風況調査の打診があり、その後、七戸町と十和田市の両地域において、事業者による住民説明会が数回開催されました。この説明会では、参加者から、特に景観や自然環境への影響についての懸念の声が寄せられたと承知

しております。

現在、事業者は、環境影響評価の手続を進めており、その結果が取りまとめ次第、改めて住民説明会が開催される予定だと伺っております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 次です。

環境の専門家によると、風力発電地域には、絶滅危惧種のイヌワシやクマタカの生息が確認されています。また、開発による地質や水脈への影響も懸念されます。事業による七戸町への影響について、確認しているか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

山本議員御指摘のとおり、この周辺地域には、クマタカなどの絶滅危惧種が生息していることが確認されていると承知しております。これらの猛禽類は、生態系の頂点に位置する重要な種であり、その生態系環境を保全することは、極めて重要であると認識しております。

また、工事に伴う地形の改変は、地質や地下水脈に影響を及ぼし、高瀬川流域の水源涵養機能や水質への影響も懸念されており、これまで行われた住民説明会でも、この点について多くの心配が寄せられていると確認しています。

こうした影響につきましては、現在、事業者によって進められている環境影響評価手続において、専門的な調査・評価が行われることとなっておりますので、町としましては、今後公表される調査結果を注視し、適切な対応を取ってまいります。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

3番議員。

○3番（山本泰二君） 次の質問です。

この風力発電事業の実施地域は、青森県が保全地域として制定した地域であります。現在の計画は小規模であっても、今後、この事業をきっかけにさらなる風力発電の設置が進む可能性が出てきます。そのような状況の中、今回の風力発電事業の計画に、町としてどう対応するか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

青森県では、自然環境や景観、歴史、文化など再生可能エネルギー発電事業との持続可能な共生を図るために、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」が、令和7年7月より施行されました。この条例に基づき、県内全域では、「保護地域」、「保全地域」、「調整地域」と三つのゾーニングに分類され、御指摘のとおり、当

該地域は「保全地域」として定められており、基本的には再生エネルギー事業を計画できない区域となっております。

一方で、本条例では、再生可能エネルギーの導入を一律に拒むものではなく、地域住民との合意形成を前提とし、自然環境や地域との共生を図られる区域、いわゆる「共生区域」に指定されることで、再エネ事業の導入を促進することも認めております。

再生可能エネルギーの推進自体は、ゼロカーボンの達成に向けて進めなければならない重要な課題であるとも認識しております。

しかしながら、本県及び当町が有する雄大な自然、景観、歴史、文化などは、今を生きる私たちだけではなく、未来の世代へと良好な状態で継承していくべき共通の、また財産でもあります。

町としまでも、これからの宝を次世代に残すという認識の下、あらゆる観点から総合的に判断し、県の条例の趣旨に則って慎重かつ厳正に対応してまいります。

また、本事業計画地は、当町と十和田市にまたがるエリアであるため、両市町村が同じ認識を持ち、歩調を合わせて共同し、事業者や県に対して必要な対応を求めていくことが重要だと考えております。そのためにも、今後も十和田市と情報を共有し、協議を継続して連携を密にし、対応してまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 3 番議員。

○3 番（山本泰二君） この事業に関しては、事業者はもう何年も前から計画を立てて、そして準備を進め、環境評価も行うということで進めてきております。環境評価を今後発表して、検討していくということをしておりますけれども、その中には、私が説明会に出たときには、ただの説明会ではなく、ちゃんと町側からも環境に関する専門家を交えた形で説明するよということに申し入れております。

先ほども申しましたが、この事業そのものは、それほど大きいものではありませんが、これを皮切りに大規模化していく、なし崩し的になっていくことは許されるものではないかと思っておりますので、そういったことを、やはり町としても考慮していただき、今後、計画を見守っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、3 番山本泰二君の質問を終わります。

通告第 5 号、1 番藤井夏子君は、一問一答方式による一般質問です。

藤井夏子君の発言を許します。

1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 皆様、改めましておはようございます。

本日、私は、地域公共交通の現状と今後の課題について質問いたします。

近年、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しくなっているということは、皆様、御承知のとおりだと思います。運転手不足や利用者の減少によって、地域公共交通を維持すること自体が困難となっており、様々な理由で車を運転することができなくなった方の移動

手段の確保が、まちづくりをする上での大きな課題となっています。

そのような中、青森県内では数年前から新しい発想による交通施策が始まっておりま
す。少し御紹介いたしますと、弘前市では、公共交通とデジタル技術を組み合わせた「ひ
ろさきMa a S（マース）」の実証実験が進められています。「Ma a S」は、「M o b
i l i t y a s a S e r v i c e（モビリティ・アズ・ア・サービス）」の略称
で、バスや鉄道など複数の交通機関をスマートフォン等で一体的に利用できるようなした
仕組みです。月額決まった金額を支払えば、各種公共交通が乗り放題となる定額化や、そ
の場での現金のやり取りが発生しないキャッシュレス決済などの導入によって、公共交通
をより便利に使いやすくしようと取り組んでいます。こちらは、令和9年度からの実装化
を目指して、今、改良を重ねているところです。

また、東通村では、A Iを活用したオンデマンド交通の実証運行がなされています。こ
ちらは一言で説明するならば、予約型のタクシーとなりますが、利用者が希望する時間や
目的地に応じて、A Iが最適な運行ルートを作成し、最小限の運行をすることで、利用者
の利便性向上と効率化による運行コストの抑制を目指しています。既存のバス停を活用す
ることで、整備費用を抑えながら、住民に分かりやすい運行がなされています。また、そ
れにより、今後、ほかの公共交通網との連携も容易となることでしょう。高齢者の通院や
買い物、中高生の通学など、地域住民の生活を支える新たな交通モデルとして大変注目さ
れています。

このように、新しい取組は、県内各地だけではなく全国的にも増えており、決められた
時間に決められたルートを走る交通から、住民の需要に合わせて柔軟に運行する交通へと
発想の転換が進みつつあります。当町においても、同様の取組を導入する考えはないか、
町の考えを聞きたいと思います。

以上を壇上からの発言とし、以降は、質問者席に移りまして質問を続けます。

○議長（附田俊仁君） 1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 全国的に人口減少や高齢化が進む中、地域公共交通の担う役割
は、単なる移動手段というだけではなく、住民の暮らしを支える重要な生活基盤の一つと
なっています。

しかし、地方自治体では、利用者の減少や運転手確保の難しさ、昨今の物価高に伴う燃
料費高騰などのあおりを受け、採算性の観点から見ても非常に厳しい状況であると言わ
ざるを得ません。公共交通の充実、車を運転できない高齢者や学生の方々にとって、通
院、買い物、通学、社会参加など、日常生活そのものに直結する大きな課題であるといえ
ます。

まず初めに、今後の地域公共交通の維持について伺います。

先ほど課題の一つとして、利用者の減少を挙げましたが、利用者が少ないからといっ
ていたずらに縮小しすぎてしまえば、利便性はさらに低下し、ますます利用者が減少して
しまうという悪循環に陥ります。高齢化がさらに進む今後を考えると、現在は、自家用車を

利用できている方々も、数年後には移動手段に困ってしまう可能性があります。この問題は、今、困っている人だけの問題ではなく、将来的に多くの住民に関わってくる課題であり、町の持続性にも直結する大変重要なテーマであることは間違いありません。

高齢者に焦点を当ててみると、公共交通が不十分であることによる弊害は、多岐にわたります。運転能力や認知機能に不安を抱えながらも、免許返納という選択肢をためらってしまう可能性や、外出機会の減少による孤立化や健康面、心理面など心身の健康維持への影響も懸念されます。

一つ目の質問です。

今後、さらに人口減少、少子高齢化が進んでいく中で、地域公共交通を町施策として、どのような位置づけとして捉え、こういった方向性で維持していこうと考えているかお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

高齢者をはじめとする交通弱者の割合が増加している現状を踏まえると、公共交通による医療機関や商業施設へのアクセス確保は、議員おっしゃるとおり、住民の生活基盤を支える重要なサービスであると考えております。

さらに、公共交通は単なる移動手段にとどまらず、高齢者の社会参画や健康維持、そして、地域コミュニティの活性化を支える生活インフラとしても重要な役割を果たしており、今後も維持、充実に努めてまいりたいと考えております。

このことから、町としても事業の効率化や持続可能性に取り組む必要があり、今後の公共交通の在り方を検証するために、新たな地域公共交通計画を今年度中に策定し、利用者のニーズに応じた運行体制の再構築を進めることで、持続可能な交通網の確立を図ってまいります。

○議長（附田俊仁君） 1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 今、町長がおっしゃいました「生活インフラの一つ」というのは、間違いありません。水や電気や、それと同等な形で捉えていただきたいと思います。

次に、現行のコミュニティバスについて伺います。

現在運行されているコミュニティバスは、住民の移動手段として非常に重要な役割を果たしているものと認識しています。その一方で、便数、ルート、時間帯などの面で、利用しづらさを感じている住民の声もあります。

例えば、「買い物の後の帰りの時間にちょうどよい便がない。」、「自宅から停留所まで少し距離があるため、利用したくても、なかなか難しい。」など、実際の生活スタイルとのずれを感じる場面もあるようです。

こういった日常的に利用する機会の多いであろう、いわゆる交通弱者の方々をどう支援していくかという視点が非常に重要ではありますが、その声全てに対応はしきれないというのが実情であると理解しています。

二つ目の質問です。

現在のコミュニティバスの利用状況について、また、運営する上でどのような課題を抱えているのか。実態把握をどのように行っているのかも、併せてお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

まず、コミュニティバスの利用状況について御説明いたします。

シャトルバスを含む現在7路線は、年間240日運行されており、令和5年度の延べ利用者は2万7,083人、令和6年度は2万6,387人、令和7年度は2万4,390人と、年々、減少傾向にあります。

この原因としましては、単なる人口減少だけではなく、利用者から寄せられる便数やルート、それから、時間帯に対する不満や改善要望など影響しているものもあると考えております。

次に、運営に関する課題でありますけれども、住民が期待する公共交通の在り方との隔たりに加えて、高齢化した運転手の担い手不足、運転手の確保が難しくなっており、運行の安定性が損なわれる恐れもあると危惧しております。また、燃料費の高騰など、車両の更新なども含めて、経費の年々増加というところも課題としておりまして、財政的な負担も大きな問題となっていくと思っております。

住民ニーズの実態把握につきましては、以前、バスに意見箱を設置し、利用者から意見を募っていましたが、その投書の数が大分少なくなってきたことから、現在は「ゆうずらんど」での利用者にアンケート調査や電話等による意見収集等を実施しております。また、さらにはホームページへの投書などを通じて、改善策を模索しているところですが、先ほど議員がおっしゃるとおりいろいろなニーズがありますので、全てに対応するというのはなかなか難しい現状にあります。

しかしながら、今年度、実施する地域公共交通計画策定業務では、新たにアンケート調査を実施し、地域懇談会などを通じて、体系的、継続的に住民の移動実態や利用意向を把握して、それに基づいてできることから段階的に改善を図ってまいりたい、そう考えております。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） これは、全ての物事に当てはまることだとは思いますが、実際に交通手段に困っている当事者でないと、分からないことがたくさんあると思います。実情を正確に把握するためには、住民ニーズの把握は必須です。様々な手段を用いて、要望は取りこぼさず聞き取ってほしいと思います。

それと同時に、全てのニーズに応え切ることにもまた難しいということ、町がしっかり伝えていく必要があると思います。目指す先と現状でできること、理想と現実、はっきりと明確に区別しておく必要があります。そのような意味合いでも、これから策定予定とおっしゃってございました地域公共交通計画というのが、今後、非常に重要な指針になって

くるのだらうと思います。

最後に、デマンド交通やオンデマンド交通など、新たな交通システムの導入について考えを伺います。

壇上で少し御紹介しましたように、近年、多くの自治体で予約制の乗合タクシーやA I オンデマンド交通など、地域の実情に合わせた新しいシステムの導入が、次々と進められております。人口密度が低い地域では特に、決まった時間に空のバスを走らせ続けるよりも、必要な時間に必要な場所へ移動できる仕組みのほうが、効率的かつ利用者の満足度も高くなるのが容易に想像できます。もちろん、新たなシステム導入には、費用面や運営体系、利用方法の周知など、課題は多くあると思います。

しかし、従来型の交通体系だけでは、住民ニーズへの対応が難しくなることが想定される中、将来を見据えた具体的な検討は、まさに今、必要なのではないのでしょうか。

三つ目の質問です。

町は、デマンド交通やオンデマンド交通などの新しいシステムの導入について、どのような認識を持っているのか。今後、導入を検討していく考えはあるのか、お聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

デマンド交通は、利用者が事前に予約を行い、必要な時間や場所に応じて柔軟に運行される仕組みで、固定ルートのバスでは対応が難しい地域や時間帯のニーズに応えられることができ、その有効性は十分に認識しております。

デマンド交通の導入については、先ほど言いました今年度策定する地域公共交通計画においても、コミュニティバスが担うべき役割を改めてしっかりと整理しながら、その上で、再編を補完する新たな交通手段の一つとしてのデマンド交通などを協議してまいりたいと思います。その際には、県内外の自治体の事例を参考にしながら、アンケート調査や地域懇談会などで、住民の移動実態や利用意向を把握したうえで進めてまいります。

ただし、先ほど議員も御指摘したとおり、新たなシステムを導入するということは、経費の面、あるいは受入体制の面、様々な課題があると思っております。また利用者が負担する費用がこれまでより増加するなど、こういうことも予想されますので、多くの課題について慎重な検討が必要となりますが、住民との議論を進めながら、関係者と連携を図り、需要に応じた柔軟な運行方法を構築していくことが必要だと思っておりますので、いずれにしても、現状を変えながら進めていかなければならないと認識しております。

○議長（附田俊仁君） 1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 現状を変えなければならないという認識をお持ちということで、少し安心いたしました。

交通弱者と聞くと、どうしても高齢者の方を想像しがちですけれども、若年層にも当てはまる言葉です。例えば、保護者の仕事の都合で送迎ができないために、希望する習い事

を選択することができない。また、その一方で、その習い事先ではメンバーが少なくなってしまうと募集をかけている。「開始時間に間に合うように移動手段さえ確保できれば。」という声もたくさん聞こえてまいります。

また昨今、熊の出没が頻発しています。うかつに外を歩けなくなっていました。例えば登下校、例えば公園に遊びに行く、友達の家遊びに行く、習い事に行く、当たり前だった移動も、歩きや自転車では難しくなっていました。困っているのは、運転することができない高齢者だけではないのです。

移動手段の有無や自由度というのは、町民の生活の質に直結します。それゆえ、その部分が便利であれば「住みよい町」、不便であれば「住みにくい町」と評価をされてしまうほど、まちづくりにおいて最も重要といっても過言ではありません。人が動けなくなれば経済が止まり、経済が止まれば町の成長が止まります。町民は、決してわがままを言っているわけではなく、行きたいときに行きたい場所に行ける、そのような生活が当たり前になってほしいと願っているのです。

先ほども申し上げましたが、それでもどうしてもできないことはあると思います。では、できることは何なのか。その中で、何が最も必要とされているのか。どうか今後も住民の声に寄り添った形で、町と住民、双方に有益な形を模索して行ってほしいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、1番藤井夏子君の質問を終わります。

通告第6号、9番岨清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

岨清悦君の発言を許します。

9番議員。

○9番（岨 清悦君） 前回の3月定例会では、当町が、この20年間で上北郡及び上十三地域で人口減少率が最も高いという結果をお知らせしました。4月は入学式がありました。天間林小学校の新入生は25人、七戸小学校は27人、城南小学校は9人、七戸高校は53人。人口減少が一層進んでいることを実感しました。

人口減少を抑えるためには産業を強くし、町民の所得と雇用を増やす必要があります。商工観光課には、大いに活躍してもらわなければならないところですが、3月定例会で質問したとおりで、町内の事業者の支援をするどころか、逆に足を引っ張っているのではないかとされる事案がありましたので、それについて質問いたします。

令和8年度の予算案に、民間温泉の高齢者入浴料助成事業がなかったことも、私が反対した理由の一つですが、それについても質問します。

壇上での発言は以上とし、質問者席に移動して質問いたします。

続けて質問します。質問1の（1）です。

平成31年4月から、観光交流センターテナントで営業していた町内の事業者が、令和7年11月11日に青森地裁から破産手続の開始決定を受け、破産管財人の弁護士も決定

しています。そして、12月8日に、担当職員が起案した七戸町観光交流センターテナント募集についての文書に、町長及び副町長、総務課長、財政課長、商工観光課長が決裁しています。これまでの「七戸町内に居住する個人及び町内に事業所を有する法人組織であること」という参加資格に変更がなければ、町内から応募した事業者は1者だけだったので、その事業者に決定していたはずです。

しかし、参加資格を「町内町外を問わない」に変更して募集したことで、東京都中央区に住所を置き、製造業向け支援、ブランドマネジメント、医療福祉コンサル、保険代理店の四つの事業を展開している有限会社エフビーシーコーポレーションが応募することができ、かつ、優先交渉権者に選定されるという結果になりました。

そこで伺います。

令和7年10月下旬にテナントで営業を行っていた町内の事業者から相談を受けていたとのことでしたが、同事業者からの報告や相談を受け、「ちょうない」というのは役場のことです、庁内及び同事業者とその後の対応について、どのような協議を行ったか、そして、その結果どうなったか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） 町議員の御質問にお答えいたします。

テナントで営業していた事業者から、10月末に廃業の報告と、事業を継承してもらえらる事業者があるので、令和8年3月末まで営業させてほしい旨の相談がありました。

町としましては、店舗の休業などにより、駅利用客への不便が生じないように、緊急措置として、事業を継承する事業者と「建物使用貸借契約」及び「覚書」を取り交わし、令和8年3月31日まで営業していただくということにしました。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（町 清悦君） 通告してから3週間くらい期間がありましたので、いろいろB事業者からも話を聞くことができました。

そのB事業者は、何で公募しているのを知っているかと聞いたら、まず、倒産したという情報を受けて、商工会のほうでは、観光交流センターの喫茶コーナーはこれから、ではどうなるのだろうと。恐らく町のほうでは、公募しているのではないかという話を聞いて、町のホームページを見たところ、公募していて、もう既に1週間たっていたようですが、そこからは急いで株式会社七戸物産協会、以前にも、喫茶コーナーを営業していた経験もありますし、そこからいろいろな情報を得て、商工会からもアドバイスをいただき、金融機関からも計画を見てもらおうなどあらゆる努力をして、短い期間ながら事業計画書をまとめたようです。

その中で、株式会社七戸物産協会と話をしているときに、これは3月にも質問して回答を得ていますけれども、3者の応募があった中で、次点だったと。そのとき、落選の通知はもらっていますけれども、その中に、選ばれた事業者に何かあったときには、次点の事業者が営業できるような、お願いすることがあるような内容のことが書かれていたという

ことだったので、これは、後に公文書開示請求で正確な文書を見たいとは思っていますけれども。

そうすると、本来であれば、前回応募して次点だった事業者に、今、運営している事業者がこういう事態になったので、そこを引き継いでやってもらえないかという話を、先にすべきではないのかなと私は感じますけれども、前回の公募次点者に通知した内容と、そこが変わってきているような気がしますけれども、そこはどのように整合性があると理解すればいいのか伺います、再質問です。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ただいまの再質問ですが、通告外ですので、質問を却下します。

次、9番議員。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） （2）の質問に移ります。

1点目に、応募者の参加資格を「町内町外を問わない」に変更した理由を伺います。

前回の公募では、町内居住、町内事業者という当然ともいえる参加資格を設けていたにもかかわらず、今回はあえて、もう国内に問わず。町長の場合は、町内町外問わず、国籍は日本国籍、25歳以上というのがあるのですけれども、そういった条件がなければ、これは解釈次第では、もう世界中、個人、法人、誰でも応募できるような状態になっていると思います。

その結果、町内企業からの応募があったにもかかわらず、事業実態が本業務と乖離している東京都中央区のコンサルティング企業が選定されています。

この一連の流れは、特定の事業者を有利に導くための既定路線、あるいは結論ありきの不自然な手続であったとの疑念を禁じ得ません。また、公募の公平性、透明性を著しく欠如していると思います。

2点目に、プレゼン方式の2次審査を省いた理由を伺います。

前回の公募においては、書類による1次審査に加え、プレゼン方式による2次審査を重視し、多角的な評価を行っていました。しかし、今回の選定では、なぜかこの重要なプロセスを省略し、書類審査のみで決定しています。

七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザルは令和7年11月7日に、役場新庁舎オフィス環境整備業務委託公募型プロポーザルは令和7年10月15日に、プレゼン方式の2次審査を行っています。

町内事業者からも応募があった中で、あえてプレゼンを省くという判断は、遠方から応募した特定の事業者の負担を軽減させ、結果として、その選定を後押しするための既定路線であったとの疑念を禁じ得ません。

観光交流センターという町の顔となる施設のテナント選定において、対面で事業者の意欲や具体性を確認する機会を放棄した理由を伺います。

3点目に、次点交渉権者の事業者名を非公開にした理由を伺います。

七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザルと、七戸町役場新庁舎オフィス環境整備業務委託公募型プロポーザルは、最優秀提案者と次点提案者の会社名と審査講評まで公開しているのに対して、七戸町観光交流センターテナント募集では、次点提案者の氏名がB事業者とだけ記載され、非公開の状態になっています。ちなみに、そのB事業者は、自分の事業者名は公開しないでほしいというお願いはしていないとのことでした。

このように、選定方法と情報公開の仕方だけを見ても、担当課によって差がありすぎて、組織として全く統一できていないように見えます。改めて、次点交渉権者の事業者名を非公開にした理由を伺います。

最後に、質問を簡潔にまとめます。

1点目、応募者の参加資格を「町内町外を問わない」に変更した理由。

2点目、プレゼン方式の2次審査を省いた理由。

3点目、次点交渉権者の事業者名を非公開にした理由。

以上の3点について伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

まず、1点目の応募者の参加資格を「町内町外を問わない」に変更した理由についてでございますが、駅利用客が不便なく利用できる喫茶コーナーを令和8年4月から運営していただくことを念頭に置きながら、まず町内の事業者に声がけリサーチをいたしました。

声がけリサーチした時点では、応募者の事業者のめどがあまり立たない、いい返事がないという状況であったことから、町内だけでは参加事業者なしの可能性もあるのではないかとということで、門戸を広げ「町内町外を問わない」としたものです。

2点目、プレゼン方式の2次審査を省いた理由ですが、4月以降の駅利用客が不便なく利用できるようにすること、また、プロポーザルの準備期間等を考慮し、当初からプレゼンテーションを行わない応募要項としておりました。また、この応募期間中に事業者からも「プレゼンテーションの実施がない」という質問書の提出もございませんでした。

3点目、次点交渉権者の事業者名を非公開にした理由についてですが、これまでも、役場では応募者多数の事業があった場合、次点交渉権者の公表はしております。しかし、本プロポーザルの場合は、応募者2者であったことから、公表することでの風評被害等の不利益が発生することを鑑みまして、非公開としたものであります。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 事前に申込みがあるかどうか、町内の事業者にリサーチしてみたということなのですかけれども、まず、B事業者を確認したら、そういった町からの問合わ

せはなかったと。念のために、従業員がそういった問合わせを受けていないかというのでも確認させたけれども、それもなかったと。

ですから、町長が報告を受けたのは、それは具体的に誰がそれを確認して。今の答弁だと、町長は直接確認していないように受けました。ですから、職員の誰かが確認したら、なかったという報告を町長が受けたと、私は今、認識しています。その職員の報告が正しいのかどうかというのが、今、私は疑問です。直接B事業者は、そういった問合わせはなかったと。

それから、この前、七戸町天間林商工会の総会があったので、この件についても聞いてみました。観光交流センターの喫茶コーナーについて、町内の商工会で、それをやってみたいという事業者がいるかというのを、商工会に問合わせがあったかというのを聞いたら、いやそれはなかったと、商工会には。七戸町の商工会のほうは、分かりませんけれども。

ですから、職員といっても関係している職員は限られますので、町長が今言った答弁、これもう、担当課の誰の職員が、直接このB事業者とか、前回応募した2者とかに、とりあえず見込みがあるところだけ選んでリサーチしたとすれば、誰が確認したかというのは答えることができますか。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

今の質問は、却下いたします。

次にどうぞ、再質問があれば。

9番議員。

○9番（听 清悦君） いずれにしろ、この参加資格の1番目に書かれていた、町内に限定していたという、ここが変わるという重要なのに、町の答弁だと、応募するような人がなかったの、あえなく町外も含めたという答弁でしたけれども、これは事実確認をしていく必要があると思いますので、次回もありますから、これは、ここで一旦やめて、次の質問に移りたいと思います。

それに、その参加資格は町内に限定したところを変えないと応募ができなかったのかというと、またそうではないわけです。あまりにも選定された事業者に寄りすぎではないのかなという気がしています。

具体的に言うと、町内に限定されている場合に、東京都の会社が申込みしようと思えば、主に三つの方法が挙げられるということです。

一つは、七戸町内に支店、営業所を設立する。七戸町内で新会社を設立する。あるいは、町内の個人、法人と共同企業体や業務提携を組む。

ですから、今まで喫茶コーナーで働いていた従業員が、今度からは個人で続けることも

可能で、それを業務提携なり共同企業体ということで、町外の企業がバックアップするということも可能であるわけですが、参加資格を大きく変えて申し込むほうが、東京の住所のままでいいようにしたというところが、まず本当に疑問に感じています。職員と町長の意思疎通がなされてきたのか、非常に疑問です、先ほどの件についても。倒産という事態を受けてどう対応するかというのは、当然、職員から町長に相談もあったと思いますけれども、それで、先ほどの町内の事業者では申し込むところがなさそうだという中間報告もあったと思います。この一連のプロセスに、町長はどのように関与して、具体的にどう指示を出したのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

一連の今のお話ですが、当然、経過、募集・選定までの手続について決裁しているところがございますので、その説明の中で、先ほども申しました4月から順調に運営していただきたいというところの中で、スケジュールというところ、10月末に報告を受け、12月頃からの募集、その期間の中がタイトなスケジュール、新しいところになれば準備の入れ替えも必要になるだろうし、そういう説明を受けましたので、今回は、そういうところの中での2次プレゼンテーションはない中の募集で進めますというところを承認したところがございます。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 答弁の中で、令和8年3月末まで、とりあえずこういう緊急事態なのでお願いしたいということだったとすれば、4月は、今までどおりの参加資格のままでも、私はよかったとは思っています。

（3）の質問に移ります。

選定された都内企業の得点が69.6点、次点となった地元町内企業が67.6点であり、その差はわずか2点という極めて近差であります。驚くべきは、この近差の勝敗を分ける重要な判断を下した選定委員の中に、本事業の公募条件を設計した事務局の責任者である商工観光課長が含まれているという事実です。これは、自らが策定した選定基準を自らが評価するという行政のチェック機能が完全に欠如した自己完結的な組織体制ではないでしょうか。

このような体制下で、前回のプレゼン審査をあえて排除し、書類審査のみで決定したことは、特定の事業者をあらかじめ想定し、そこに得点を収束させたという恣意的な操作があったとの疑念を拭い去ることができません。公平公正であるべき公募手続の透明性を、著しく損なう選考であったと考えます。

そこで、町長は今回の選定方法に問題があったと認識しているか伺います。そして、問題があったと認識しているとすれば、何か対応を考えているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

まず、今回のプロポーザルに係る募集要項や、選考委員会設置要綱を了承しておりますので、選定方法自体には問題がなかったと認識はしております。

しかしながら、今、議員がおっしゃるような、いろいろな疑念が持たれるということは、やはり一部そう持たれないようなものをしっかりとつくっていかねばならないと思っています。

そのためには、やはり２次審査でのプレゼンテーションの実施をしっかりとしていくとか、選定委員の数、それから次点交渉権者の公表や非公表も含めたものをしっかりと新たな形で構築していくことが必要だというふうに考えております。

○議長（附田俊仁君） ９番議員。

○９番（听 清悦君） この選定方法、５人で選定した結果、それぞれ選定された東京の会社、そして、町内のＢ事業者の結果を公文書開示請求して入手しました。それを早速パソコンに入力して、この選定の出方がどうなのかというのを、私なりにちゃんと評価が出ています。これは、誰がどのパソコンを使って評価しても同じような結果が出てくると思います。

採点の結果よりも、私はやはり参加資格のところで、もう結果が大きく変わったと私は思っていますので、今回の一般質問で、まず答弁いただいた点は、それは事実として受け止め、さらに確認が必要な点は、今後調査していきたいと思っています。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午後 ０時００分

再開 午後 ０時００分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

９番議員。

○９番（听 清悦君） ２、民間温泉の高齢者入浴料助成事業についての質問に入ります。

（１）の質問です。

天間林老人福祉センターの入浴サービスの終了に伴い、令和７年度後半に実施した天間林地区の利用者による民間温泉の高齢者入浴料助成事業の費用総額と利用実績について伺います。また、利用者と民間温泉事業者からの評価についても伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

昨年度実施しました高齢者入浴料助成事業の実績につきましては、利用者対象者が２５３人、延べ利用人数は５，５３２人、助成費用の総額は１６５万７６０円でした。なお、現時点で特段の御意見や要望等をいただいている状況ではございません。

○議長（附田俊仁君） ９番議員。

○９番（听 清悦君） 半年で１６５万円ぐらいで事業が行えたということで、それほど費用はかからなかったと私は思っています。

やはり大事なのは、通告してから3週間ぐらいたっているんで、町民の声を聞くということの一つの手段として、あえてではなくても、何かのついでに来た利用者からどうだったということを職員に聞いてもらうことも可能だったと思うし、事業者といっても、何者もあるわけではないので、声を聞いてもよかったのかなとは思いますが。私の予想で、不満を示す利用者はいなかったのではないかと思います。

では、次の（２）の質問に移ります。

令和８年度に同事業を継続せず廃止したことで、総合福祉センターゆうずらんどに利用者が集中することになると思います。年間の利用者数と曜日や時間帯ごとの利用人数の予測値を伺います。曜日と時間帯ごとというのは、先ほどコミュニティバスの件もありましたけれども、バスの運行時間の関係から、そのゆうずらんどに到着する時間というのが、ある時間に集中することをちょっと心配して聞いている質問です。

また、特定の時間帯に利用者が集中すると、脱衣所も浴室も休憩室も利用しにくくなります。利用しやすさを低下させないための対策をどのように講じているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

初めに、今後の利用予測についてでありますけれども、ゆうずらんどの年間の利用者につきましては、直近の実績から約２万６,０００人と推計しております。過去には、２万９,０００人を超える利用実績があったことから、施設のキャパシティとしては十分対応が可能であると認識しております。

また、曜日や時間帯ごとの予測についてであります。現在の利用傾向から、月曜日と金曜日が１日当たり１５０人と多く、時間帯としては午前９時から１０時ごろに混雑が集中するものと見込んでおります。

次に、利用しやすさを低下させないための対策についてでありますけれども、浴室内の混雑緩和として、椅子や桶を適切に配置したほか、休憩場所には、旧天間林老人福祉センターからマッサージ機を移設いたしました。さらに今年度、暑さ対策として新たにエアコンを設置するなど、快適な利用環境に努めております。

今後におきましても、館内のボックス等に寄せられるアンケートの声を聞きながら、きめ細やかな施設管理と円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） ９番議員。

○９番（听 清悦君） ゆうずらんどのキャパシティを超えない程度、むしろ稼働率が上がって効率化が図られたということになったと思います。

（３）の質問に移ります。

少子化で、子どもたちが外で遊ぶ様子を見かけることもなくなりました。公共の温泉施設は高齢者のみが利用しますが、民間温泉は、幼児から高齢者まで様々な年代の人が利用します。子どもの声が聞こえる環境は、高齢者の孤独感を癒す効果があるという研究もあります。活気ある民間温泉の経営を支えることで、地域経済の維持にもつながります。

多世代交流という視点に立てば、民間温泉の活用は単なるコスト削減を超え、地域コミュニティの活性化という大きなメリットになります。週１回程度１００円で温泉に入れるというだけで、６５歳以上の町民は相当満足すると思います。町民の満足度を高めるための事業で、これほどコストパフォーマンスに優れ、安上がりな事業はないと思っています。

再度の提案と質問になります。

６５歳以上の町民が、民間温泉を１００円で利用できるようにする考えはあるか伺います。また、仮にそうした場合、総合福祉センターゆうずらんの年間の利用者数が、極端に少なくなる可能性もゼロではありません。６５歳以上の町民が、民間温泉を１００円で利用できるようにした場合、総合福祉センターゆうずらんの年間の利用者数は、どの程度になると思われるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（田嶋邦貴君） お答えいたします。

町が運営するゆうずらんどにおきましては、開設当初より高齢者の皆様の利用料を１００円とする大幅な優遇措置を講じており、維持管理費を含めて多額の公費により運営している状況でございます。

このような中で、さらに民間温泉施設の利用者に対して助成を行うことは、公衆浴場の利用に対する実質的な二重的な財政負担となるほか、温泉を利用されない町民の皆様との公平性の問題からも、公平性を欠くおそれがございます。

そのために、昨年６月でも定例会で答弁したとおり、現時点では民間温泉の新たな助成を実施する考えはございません。

また、民間温泉が１００円で利用可能となった場合、一定数の利用者が民間施設へ移行することは予想されますが、具体的な影響度を現時点で予想するというのは、どう予想するのかというのも難しいことでありますので、予想は不可能だと思います。

今後につきましても、持続可能な高齢者福祉サービスを持続するために、ゆうずらんどを中心とした支援体制の充実に努めてまいりたいと考えています。

○議長（附田俊仁君） ９番議員。

○９番（听 清悦君） 人口はどんどん減っているわけです。人口に対して、温泉の数が同じで維持できるかというと、いずれ民間の温泉も厳しいときが来るとは思っています。

町は、総合的に政策を考える上で、今、半年間だけだったとしても、民間の温泉利用客が増えたということと、それによって収入が増えたということは事実だと思います。

ですから、具体的に様々な事業者がある中で、この民間温泉に関しては、入浴サービスを福祉目的で実施するというのが、イコール民間の温泉事業者の経営支援にもつながるという視点も、私は大事だと思っています。

もう一つは、公平性という意見もありましたけれども、今までも１００円に入れるのを、あえて利便性や本人の判断で使わないという選択をしていた町民もいますので、これ

については、それこそアンケートなどで、これに限らず効率よく町民が何を望んでいるかというところを拾って、政策に反映していただきたいと思っています。これについては、私も状況の変化を見ながら、また数字を集めて検討していきたいと思っています。

私の質問は、以上で終わります。

○議長（附田俊仁君） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月5日の本会議は午前10時から再開いたします。

本席から告知いたします。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時10分